

松川町定例農業委員会議事録 第12回(3月)

1 開催日時 令和8年3月24日(火) 15:30 ~ 16:00

2 開催場所 松川町役場 大会議室

3 出席委員 15人

会 長 1番 牛久保

会長代理 16番 大島

委 員	2番 米山(孝)	3番 松下	4番 橋本
	5番 池田	6番 米山(政)	7番 萩野
	8番 大場	9番 水野	
	11番 武松	12番 松尾	13番 米山(広)
	14番 保城	15番 宮澤	

4 議事日程

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

- ・利用権設定 (7 件)
- ・所有権移転 (5 件)

5 農業委員会事務局職員

下井課長 小沢係長 中村主任

6 会議の概要

(1) 開会 一下井課長 開会一

(2) 会長挨拶 一牛久保会長挨拶一

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 8番 大場委員 9番 水野委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 生田 1筆 341㎡ 田 所有権移転 水稻

○池田委員

場所は、部奈伝承センターの西側約100メートルのところになります。譲渡人は既に農業をやめており、現在全ての農地を貸している方です。譲受人の方は跡継ぎの方も入っているよ

うなので、今後も農業を続けていけると思います。何の問題もないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上です。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 元大島 1筆 1,002 うち 270 m² 田 賃借権設定 駐車場

○米山（政）委員

場所は、名子中央保育園の付近になります。今回の申請は、一時転用ということで8か月間です。現在この付近で小渋ダム関係の施設が建築されておりますけれども、その駐車場が不足するというので、駐車場の確保を図るということです。今回駐車場として使用するのは農地全体の一部ですけども、その残りの部分については、以前一時転用された施設の撤去後に草刈り等の管理がされていなかったと前任者から聞いており、本件に関係してその部分についても草刈りがされたということで良かったとは思いますが、一時転用の期間が終了して原状回復がなされた後に、耕作者が引き続き農地として耕作されるかということについては、しばらくは見守り活動を続けていきたいと考えております。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、2番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

2番 元大島 2筆 計 333 m² 田 所有権 住宅敷地

○米山（政）委員

場所は、場所は同じく名子中央保育園の付近になります。申請地では長年稲作を行っていましたが、耕作は困難になったということで、住宅敷地として転用をするものです。元々約700 m²ある土地でしたが、半分に分筆され、他の部分は既に農地転用されて現在住宅が建

築されています。生活雑排水は浄化槽を介して井水へ放流、雨水排水も井水へ放流するというようになっております。建物は2階建てになりますけれども、隣接する農地からは本建物本体は約3.3m離れているということで、通風の支障は少ないということで隣地の水稻耕作者からも承諾は得られています。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

1点よろしいでしょうか。委員の説明において、井水へ放流ということがありましたが、同意は得られているのでしょうか。

○事務局

申請書において、井水の代表者の方の同意書もいただいております。

○会長

他にはよろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、3番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

3番 元大島 1筆 100㎡ 畑 所有権 住宅敷地

○米山（政）委員

場所は、富士森公園の付近になります。譲受人は平成8年に住宅を建築して、現在ここに居住をしております。建築当時に敷地が狭くて不整形であったということで、隣地を所有する譲渡人の了承が得られたということで、幅で2.7mから5mぐらいの幅で譲ってもらったということです。現在は、庭木や花壇、家庭菜園などで利用をしています。また、譲受人の現在の住宅隣の土地に先代が建てた土地住宅があり、そのときも今回と同様に、約2mの幅で譲っていただいたということで、現在は庭木等が植栽されております。譲り受けた土地が合計100㎡ということで今回提案をする申請地になるということでございます。双方とも農地の売買に許可が必要だということを知らなかったということで、農地法の許可も、所有権移転の手続きも行っておりませんでした。一昨年、この北側にあります町道の拡幅工事が行われましたが、その測量の中で登記できていないということがわかり、改めて今回譲受人と譲渡人で話をして移転登記をすることでまとめ、今回の申請になったということです。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

他にはよろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上です。

議案第4号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（ 7 件）

所有権移転（ 5 件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

②事務局からの協議事項

- ・令和8年度 年間計画（案）について[資料 No. 1]
- ・家族経営協定お披露目会・果樹研修生発表会について[資料 No. 2]

(6) 営農支援センターから

(7) 南信州農業農村支援センターから

- ・栽培環境等について情報共有

(8) 閉会 一下井課長 閉会一

以上 会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

6番 _____

7番 _____